

## 軽微な農地改良の届出について

農地の埋立て等を行う場合は、原則として一時転用許可が必要ですが、次の要件をすべて満たすときは、軽微な農地改良として農業委員会への届出となります。

### 軽微な農地改良の要件

- (1) 農地所有者や農地所有者から農地を借り受けて耕作を行う者が、自ら従前の作土と同等以上の土砂等を用いて農地の改良を行うこと。  
※「従前の作土と同等以上の土砂等」とは、自然に存在する地山を掘削したことによって得られた山砂、山土砂、搬出元が明らかな畑土等をいうものとし、建設残土や再生土はこれに含めない。
- (2) 平均盛土厚さが、1.0メートル未満であること。
- (3) 農地法以外の法令（条例を含む。）の許認可等を要しないこと。  
※盛土行為に伴い、法定外公共物の構造等を変更することになる場合や、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の許可を要する場合などは、軽微な農地改良の届出の対象にならない。
- (4) 工事に要する期間（工事着手から耕作可能な状態の農地への復元が完了するまでの期間）が、3か月以内であること。

### 届出の必要書類

- (1) 軽微な農地改良の届出書
- (2) 位置図（住宅地図の写し等）
- (3) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）  
※法務局で3か月以内に交付を受けたもの。原本の還付を希望する場合は、原本とそのコピーを持参する。  
※登記名義人の住所・氏名に変更がある場合は、住民票、戸籍の附票など変更経緯がわかる書類を添付する。
- (4) 公図の写し
- (5) 搬入土砂等の取得先との契約書の写し
- (6) 請負契約書の写し
- (7) 工事の詳細図（地形・構造等が複雑な場合）
- (8) 土地所有者の同意書（農地を借り受けて耕作を行う者が実施する場合）
- (9) 水利権者の同意書（田を埋め立てて畑にする場合）
- (10) 地積測量図又は求積図（筆の一部を埋め立てる場合）
- (11) 委任状（代理人が届出を行う場合。押印が必要）

※埋立ての面積が 300 m<sup>2</sup>以上の場合は、市残土条例による小規模埋立て事業の除外申請が必要です。事前に廃棄物対策課にご相談ください。TEL：0438-63-1881

■問い合わせ先：袖ヶ浦市農業委員会事務局 TEL：0438-62-3918